

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日（金）午後3時00分から午前3時25分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 西棟2階23号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理人	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（1人）

職務代理人 17番 内田孝光

5. 出席推進委員（11人）

宮本貞義
渡邊康之
西田政彦
吉田寛実
石田雄一
有村敏之
吉田友彦
林田孝介
上原 誠
島田弘美
村上寿啓

6. 議事日程

第1 議案第8号 農地法第3条（委員会）について
第2 議案第9号 農地法第4条（知事）について
第3 議案第10号 農地法第5条（知事）について

- 第6 議案第11号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
 第7 議案第12号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理
 権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長 泉 宜孝
 局次長兼係長 山本康博
 参事 橋本周斉
 参事 泉 正裕
 主事 桑野 直

8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今より始めさせていただきます。今回も、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、県内に出されていた緊急事態宣言が、5月14日に解除されておりますが、まだまだ予断を許さない状況下でございます。このことから、国、県が示した新しい生活様式を用いまして、総会の開催に関して、注意事項を申し上げます。</p> <p>御発言につきましては、会場が1カ所、ちょっと今回会場が狭いものですから、こちら1カ所に設けておりますスタンドマイクの場所で、発言を行っていただきますよう、よろしくお願い致します。また、総会時間の短縮や議事録の作成の観点から、簡潔明瞭に発言していただきます。</p> <p>以上、委員の皆様方には、大変御不便をおかけ致しますけれども、御理解と協力をお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から5月の総会を開会したいと思います。本日は、内田委員さんから欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則の通り、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。暑い日が毎日続いております。熱中症には注意されて農作業等に頑張ってくださいと思います。</p> <p>それでは、ただ今より5月の農業委員会を始めます。</p> <p>最初に、本日の議事録署名委員を指名します。14番、本田友治委員、15番、吉永安圭美委員をお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。</p> <p>今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件ありました。地目は田2,941平方メートル、畑241平方メートル、合計3,182平方メートルです。内容につきましては、議案書記載通りです。これらは、農地法第3条第1項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p>

	1 番、植柳・麦島。
推進委員	<p>植柳・麦島担当の吉田です。1 番につきまして説明致します。</p> <p>この案件は、第三中学校東側、南部幹線の〇〇の〇〇となります。三角で、あまり使い勝手が良くないような〇〇となっております。1 番の〇〇さんが買われる予定となっておりますので、何ら問題はないと思いますが、審議の方、よろしく願い致します。</p>
議長	2 番、金剛、お願いします。
推進委員	<p>2 番、金剛地区の石田です。2 番、3 番について説明致します。</p> <p>25 日、農業委員の内田さんと現地調査をして参りました。場所は、敷川内町の国道 3 号線沿いにあります、〇〇〇〇〇の〇〇の北側△△メートル程の所です。譲渡される〇さんは、現在、〇〇に住んでおられ、毎年、耕作者を探すのが大変であり、処分を考えておられました。譲り受けられる〇〇さんは、花卉、花です。スナップエンドウなどを作付されており、農業に頑張っておられます。規模拡大を望んでおられます。何ら問題ないと思います。</p> <p>3 番も同じで、〇さんの土地でございまして、この土地も処分を考えておられました。譲り受けられる方は、この農地を借りて耕作されており、規模拡大を、また望んでおられます。何ら問題ないと思います。御審議方よろしく願いします。</p>
議長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可致します。</p> <p>議案第 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 9 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案書 2 ページのとおり付議します。</p> <p>今月の申請は 3 件で、その内容は議案書記載の通りです。事務局からは、農地転用許可の立地基準について説明致します。</p> <p>まず、1 番の案件は、新八代駅から概ね 300 メートル以内に位置する農地のため、第 3 種農地に区分され許可は可能と考えます。</p> <p>次に、2 番の案件は、都市計画の用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と考えます。</p> <p>次に、3 番の案件は、概ね 10 ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第 1 種農地に区分されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。</p> <p>なお、3 つの案件、共に無断転用でしたが、追認許可を得るための始末書が添付されています。</p> <p>また、農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、</p>

許可は可能と考えます。それでは、御審議方よろしくお願ひ致します。

議長 ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、代陽・太田郷地区。

推進委員 代陽・太田郷担当の渡邊です。5月24日に、田口委員と共に、現地を確認して参りました。場所は上日置町、新幹線新八代駅前△△△メートルの地点にあります。申請理由として、申請者の方が、昭和36年より宅地と住宅として利用されていた土地が、転用許可を受けていないことがわかり、今回の申請となったそうです。何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長 2 番、植柳・麦島地区をお願いします。

推進委員 2 番について説明致します。5月25日、中村委員さんと確認に行きまして、ここは昭和50年、2棟の貸し家を建てられて、現在に至っております。先程、説明の通り何ら問題はないと思いますが、御審議の方よろしくお願ひ致します。

議長 3 番、八代・松高地区をお願いします。

推進委員 松高の宮本です。3 番について説明します。申請人は〇〇〇〇さんです。昭和55年度に住宅を建設され、及び〇〇〇〇が始めた〇〇業の事務所、作業場、倉庫を用地として利用されていて、〇〇〇〇であることが発覚致しました。今回、手続となりました。隣接農地は土留め、コンクリ、分断されており、被害を与えることはありません。隣接地からは同意書を押さえております。場所は、〇〇〇から西へ△△△メートルのところですよ。25日に農業委員さんの萩本さんと確認を致しました。何ら問題はないと思います。審議よろしくお願ひいたします。

議長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 挙手全員ということで、認める事といたします。よって、申請を許可致します。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから4ページの通り、付議致します。

今月の申請は、所有権移転が5件で、内容につきましては、議案書記載の通りです。それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1 番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、流通業務施設、休憩所、給油所、その他これらに類する施設で、県道の沿道の区域に設置されるため、不許可の例外規定に該当し、許可は可能

の予定です。地区の担当委員さんへは、農業公社との調整ができ次第日程を連絡しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議案第12号農地中間管理機構による農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得を、議案書30ページから31ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が3件で、面積は3万1,112平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第12号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日予定の議案は全て終了しました。今月は、許可不要転用届、非農地証明願、農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の届出、通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、5月の八代市農業委員会を閉会致します。皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

令和2年5月29日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____